

佐世保情報産業プラザ 企業向け貸し事務室入居者募集要綱

1. 施設の所在及び名称

所在:佐世保市崎岡町 2720-8

名称:佐世保情報産業プラザ

2. 入居者募集スペースについて

佐世保情報産業プラザ内に、企業向け貸し事務室を入居スペースとして用意しております。

今回、これらのスペースのうち、1階部分の入居者を募集します

3. 佐世保情報産業プラザの概要

(1) 施設設置の目的

この施設は、本県において、コンテンツ関連や情報サービス関連等の情報関連産業の新しい産業の集積を図り、本県第三次産業の高度化、雇用の創出による本県経済の活性化を進めるために整備されている佐世保ニューテクノパーク内にその支援拠点施設として建設されています。

(2) 施設の特徴

① 入居スペース

1階部分には、88.07㎡、66.32㎡、33.34㎡の入居用施設を用意しています。

② 共用ゾーン

入居企業や地場企業の人材育成や作品制作など、企業活動支援のための「3次元設計・コンピューターグラフィック室」、「映像コンテンツ制作室」、商談や各種相談の時に利用する「商談ブース」、イベントやセミナー、県の各種支援を実施する場としての「大小会議室」、などの共用ゾーンを設置し、入居者の利便に資するほか、この施設を長崎県北地域における起業や自立のための拠点として広く利用していただけるようになっております。

(3) 施設の構成

●入居スペース

【1階】	88.07㎡	1室	←今回募集
	66.32㎡	1室	
	33.34㎡	2室	
【2階】	819.24㎡	1室	
【3階】	1084.03㎡	1室	

※各部屋の許容荷重は 295 kg/㎡ です。

※各部屋の電源容量は 50 VA/㎡ です。

●共用スペース

【1階】 ・3次元設計・コンピューターグラフィック室、映像コンテンツ制作室、商談ブース、大会議室、小会議室、コインシャワー室、リラックスルーム

【2階】 ・サーバ保管室

【3階】 ・小会議室

(4) 入居期間

・原則10年以内、最長15年

※空き部屋がある場合には、施設内転居は可能です。

ただし、入居期間は通算します。

(5) 入居使用料(月額)

・ 1年目～3年目 760 円/㎡

・ 4年目～6年目 1,140 円/㎡

・ 7年目～ 1,520 円/㎡

※ 使用年限に応じて徐々に上がっていく逡増方式です。

施設内転居をした場合、使用料の算定基準は「通算入居期間」となります。

※ 別途共益費がかかります。(平成 22 年度:月額 274 円/㎡)

※ 専用倉庫については、利用される場合、入居使用料と同額です。

(6) 光熱費

電気代については、各部屋の使用実績に基づき徴収します。

4. 入居者への支援について

この施設には、指定管理業者の管理担当者が常駐するほか、具体的な創業支援や各種企業相談に対応するためにインキュベーション・マネージャーが常駐し、事業化及び事業の成長・発展に係る支援を行います。

5. 応募資格及び入居条件

企業向け貸し事務室の使用申請者は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) ソフトウェア業、機械設計業、コンテンツ制作業、コールセンター等の情報関連企業であること。
- (2) 開発・設計、コンテンツ制作・配信、コールセンター等情報産業プラザの設置目的に照らして適当と認められる業務のために使用すること。
- (3) 県内に事業所を有する企業にあつては、事業所の増設であること。
- (4) 新たに常時雇用する者が 5 人以上であること(県内に事業所を有する企業にあつては 3 人以上であることとし、コールセンターについては 50 人以上であること。)

6. 入居申請

次に掲げる全ての書類を添えて申請してください。 ※申請先は後述【8 項(2)】

- (1) 佐世保情報産業プラザ使用許可申請書 … 様式第 1 号
- (2) 事業計画書 … 様式第 1-2
- (3) 企業情報報告書 … 様式第 1-3 (別紙を含む)
- (4) 住民票の写し(個人の場合)又は法人登記簿謄本(法人の場合)
- (5) 直近の決算書(法人の場合のみ)

なお、入居スペースの使用が承認された申請者については、入居までに次に示す書類を提出してください。(入居申請時には提出不要です)

◆県税及び市町村税に未納がないことを証明する納税証明書
※この書類が提出されない場合には、入居の承認を取り消します。

7. 入居の手続き

(1) 決定手順

指定管理者と県の所管課及び関係部局により、申請書の内容から雇用計画、事業計画等が佐世保情報産業プラザの設置目的に適しているかどうかを確認し、決定いたします。

なお、協議経過については通知いたしません。また、提出された申請書類等の提出資料は返却いたしませんのでご了承下さい。

(2) 申請書類の確認方法

提出された申請書類について、応募要件を満たしているかなど形式面を確認した後、事業計画の概要について確認を行います。応募の要件を満たしていない申請については、対象から除外されます。

(3) 申請者多数の場合の決定方法

申請内容における雇用計画の規模はもちろんのこと、事業の成長可能性や、県内産業への波及効果など、その内容について比較検討した上で決定いたします。

(4) 結果の通知等

結果については、決定次第、速やかに申請者に対して文書にて通知します。

(5) 実際の入居について

施設の運営・管理全般については、指定管理者が行うこととなっており、入居者決定についても指定管理者が行いますので、後日、使用許可書が交付されます。

8. 申請書類の作成・提出等

(1) 申請書類の作成

申請者は、別途「佐世保情報産業プラザ(企業向け貸し事務室)使用許可申請書類作成要領」に基づいて申請書類を作成し、必要部数(3セット:正1部、副2部。副については写しでも可)を提出してください。

(注1) 書類に不備等がある場合は、申請対象となりません。作成要領をご覧いただき、注意して記入してください。

(2) 申請書類の提出先

〒859-3226 長崎県佐世保市崎岡町 2720-8

佐世保情報産業プラザ管理事務所

電話:0956-20-5051

FAX:0956-39-2810

E-Mail:shitei-k001@sasebo-jsp.jp

(3) 問い合わせ先

本件に関する問い合わせは、上記(2)の提出先で受け付けております。

以上